

13. 技術委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本環境衛生施設工業会（以下「本会」という。）の定款第39条の規定に基づき、技術委員会（以下「委員会」という。）の業務運営を円滑に行うことを目的とする。

(委員会の業務)

- 第2条 委員会は、理事会又は常任理事会の指示若しくは承認を受けて、本会の事業にかかる技術的問題に関する事項について企画、立案、総合調整及び総合的な調査・研究を行うほか、理事会又は常任理事会に意見を具申する。
- 2 前項に定める事項のうち、企画運営委員会に関係する事項は同委員会に、その他の委員会に関係する事項については当該委員会に、また分科会に関係する事項については分科会に協議し、それぞれの意見を求めることができる。
 - 3 技術委員会、企画運営委員会、その他の委員会及び分科会は、相互に連絡し協力するものとする。

(委員)

- 第3条 委員会は、定款第37条第1項の規定に基づく常設委員会とする。
- 2 前項の委員は、定款第37条第2項に定める分科会に所属する正会員数等の均衡等を勘案して、理事会の推薦により会長が委嘱する。理事会は、前記の均衡等を勘案し必要ある場合は、1正会員から複数の委員を推薦できるものとする。
 - 3 委員は、第2条の業務を行うために常に委員会に出席し、本会の発展のために公正、公平な立場で業務を行わなければならない。

(委員長、副委員長)

- 第4条 委員会に、委員長1名を置き、委員の互選により選出する。
- 2 委員会に、副委員長3名以内を置く。
副委員長は、委員長が委員会の意見を聴し、委員の中からそれぞれ指名する。
 - 3 委員長は、委員会を統括し、副委員長は委員長を補佐する。
委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した順序により副委員長が職務を代行する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、定款第24条に定める本会の役員の任期に準ずる。

- 2 委員が、任期満了前に辞任するときは、事前に委員長に報告し、会長の承認を受けなければならない。
- 3 委員に欠員が生じたときは、会長は第3条第2項に定めるところに準じ委員を速やかに補充しなければならない。

(委員会)

第6条 委員会は、委員長が必用に応じ招集する。ただし、委員5名以上から招集を求められたときは、招集しなければならない。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席により成立し、出席委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは委員長がこれを決する。
- 3 委員会の議長は、委員長があたる。
- 4 委員会の議事は、本会の事務局が記録し、必要に応じ会員に知らせるものとする。

(小委員会)

第7条 委員長は、第2条に定める業務の一部を行うため、必要に応じ委員会の同意を得て、小委員会を設けることができる。

- 2 小委員会委員長は、委員長が指名する。
- 3 第1項の小委員会に、第6条の規定を準用する。
- 4 小委員会の委員の任期は、当該業務が完了したとき終了する。

(規程の変更)

第8条 この規程は、理事会の議決を得なければ変更することはできない。

(その他)

第9条 この規程に定めるほか、委員会の運営に必用な事項は、理事会の承認を得て、別に定める。

(事務局)

第10条 委員会の庶務は、本会の事務局が処理する。

附 則

1. この規程は、平成5年4月1日から施行する。
2. 従前の技術委員会規程(昭和54年9月1日、昭和58年6月2日一部変更)は、廃止する。

附 則

この規程は、平成5年6月7日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成11年6月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成21年12月14日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成23年8月30日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成26年4月1日に遡及して施行する。